

シティバンク アドバンスマネーカード規定

1. **アドバンスマネーカードの利用**: シティバンク アドバンスマネーカード(以下、「アドバンスマネーカード」といいます)は、次の場合に利用することができます。

(1) 当行および当行がオンライン現金自動支払業務を提携した金融機関(以下、「提携金融機関」といいます)の現金自動支払機、現金自動預入引出機ならびに自動振込機(以下、これらを総称して「ATM」といいます)を利用してアドバンスマネー口座から引出す場合。(2) 当行または一部提携金融機関において日本にあるATMを利用して貸越金の臨時返済をする場合。(3) 当行のATMを利用して引出しを行い、同時に代わり金を他の預金口座へ振替える場合。(4) 「シティバンクデビットカード取引規定」(以下「デビットカード規定」といいます)において定められた日本国内の「加盟店」(以下「加盟店」といいます)に設置されたデビットカード取引に係る機能を備えた端末機(以下「端末」といいます)における売買取引について、売買取引債務をアドバンスマネー口座からの引出しによって「加盟店」に支払う場合。(以下「デビットカードサービス」といいます)

2. **日本にあるATMによる引出し**: (1) 当行および提携金融機関のATMを使用して引出すときは、ATMにアドバンスマネーカードを挿入し、届出の暗証と引出し金額をボタンにより操作してください。(2) ATMによる引出しは、ATMの機種により1千円または1万円単位とし、1日あたりの引出し金額は当行および利用する各提携金融機関が定めた範囲内(書面その他の当行所定の方法により申出を受け、当行が承認した場合は、当該金額の範囲内で、引出し限度額を変更することができます)とします。(3) ATMにより引出すことができる時間帯は当行ならびに各提携金融機関が定める時間帯とします。

3. **海外のATMによる引出し**: (1) 日本国外のATMにより引出す場合には当行もしくはATMを所有する提携金融機関が定めた現地通貨にて引出されます。(2) 日本国外での引出しは、個人たる「居住者」(外為法に定めるところによります)が日本国外における滞在費等(外国為替に関する省令等に定めるところによります)に充当する場合、もしくは、「居住者」で近日中に非居住者となる見込みのある個人が海外における日常生活費等に充当する場合のいずれかの場合に限って、行うことができます。なお、1日あたりの引出し限度額は当行が定めた金額の範囲内(書面その他の当行所定の方法により申出を受け、当行が承認した場合は、当該金額の範囲内で、引出し限度額を変更することができます)とします。(3) 日本国外のATMにより引出すことができる時間帯は、当行および利用する各提携金融機関が定める時間帯とします。(4) 日本国外のATMにより引出す場合は、円の換算額および第7条の手数料の合計が、口座から出金することのできる額を超える時には引出しはできません。ただし、通信回線のトラブルなど、やむをえない事情により口座からの出金が出来なかった場合は、当行の判断で、当行と提携機関が定めた金額を上限として支払いに応じることがあります。当行はそのような事情が解消次第、同口座より支払い金額の引き落としを実行します。なお、支払い金額が引き出し実行時点の口座出金可能額を超えていた場合には、当行は顧客に対して口座への不足金額を請求し、顧客はただちにこれに応ずるものとします。また、現金が支払われない場合においても、通信回線などの状況によりお客様の口座から当該金額が引き落とされる場合があります。この場合、顧客は直ちに当行へ連絡をお願いします。

4. **日本国内の端末によるデビットカードサービスの利用**: (1) 日本国内におけるデビットカード取引については、「デビットカード規定」によります。

5. **日本国内のATMによる振込**: (1) 日本国内のATMを使用して振込入金をする場合には、ATMの画面表示等の操作手順に従って、ATMにカードを挿入し、届出の暗証その他の所定の事項を正確に入力してください。(2) 日本国内のATMによる振込における1回あたり、および1日あたりの振込限度額は、当行が定めた金額の範囲内とします。なお、1日あたりの振込限度額は、書面その他の当行所定の方法により申出を受け、当行が承認した場合は、当該金額の範囲内で、各振込限度額を変更することができるものとします。

6. **ATMの利用手数料**: (1) 当行または提携金融機関を利用して引出すときには、当行または提携金融機関の定めるATM利用手数料およびネットワーク使用手数料等を支払ってください。(2) 当行のATMを利用した場合、当行はATM利用日付をもって、前項のATM利用手数料およびネットワーク使用手数料等相当額の引出しを自動的に行います。また提携金融機関のATMを利用した場合には、提携金融機関の請求に基づき、同様にATM利用手数料およびネットワーク使用手数料等相当額の引出しを自動的にを行い、提携金融機関に支払います。なお、この場合、引出し金額とATM利用手数料金額およびネットワーク使用手数料等合計額が、出金することのできる金額を超えるときは引出すことができません。

7. **貸越金の臨時返済**: (1) 貸越金の臨時返済は、当該アドバンスマネー口座へ当行または一部提携金融機関の日本にあるATMを利用して、入金するもしくは当該アドバンスマネー口座に直接振込等方法によるものとします。当行のATMを使用して臨時返済を行う場合には、アドバンスマネーカードと現金(ただし、1千円、5千円、1万円、3種類の紙幣に限り)をATMに挿入して操作してください。(2) 臨時返済は、貸越残高の範囲内で、かつ貸越元金についてのみ行うことができます。(3) 一部の提携金融機関のATMを利用して貸越金の臨時返済をするときは、当該提携金融機関の定めるATM利用手数料を支払ってください。(4) 臨時返済入金金額が貸越金臨時返済額とATM利用手数料金額との合計額に満たない場合、臨時返済額は入金額から利用手数料金額を差し引いた金額となります。

8. **ATMの故障時等の取り扱い**: (1) 停電、故障等によりATMによる取り扱いができないときは、窓口営業時間内に限り、当行が定めた金額を限度として当行支店の窓口でアドバンスマネーカードにより引出すことができます。なお、提携金融機関ではこの取り扱いいたしません。(2) 前項による引出しをする場合には、当行所定の払戻請求書にお名前、および払い戻し金額を記入のうえ、アドバンスマネーカードおよび当行所定の方法による暗証を提出してください。

9. **アドバンスマネーカードの紛失、届出事項の変更等**: (1) アドバンスマネーカードを紛失した時または盗難にあった時は、直ちに本人から電話等により当行に連絡するとともに、別途当行所定の書面を提出してください。本人からの届出以前に生じた損害については、当行は何ら責任を負いません。なお、電話等により連絡を受けるも当行における必要な手がて翌営業日となってしまいう場合も、当行は何ら責任を負いません。なお、シティバンクアドバンスマネーカード取引規約第2条(取引方法等)第5項に反する利用をしている場合は、当行は何ら責任を負いません。また、氏名、暗証その他の届出事項を変更する場合は、直ちに当行に対し当行所定の書面にてその旨届出してください。変更内容によってはアドバンスマネーカードもご提出いただくことがあります。(2) アドバンスマネーカードを失った場合のアドバンスマネーカードの再発行は、当行所定の手続をした後に行います。この場合、当行は相当の期間をおき、また保証人をお求めことがあります。(3) アドバンスマネーカードの再発行にあたっては、当行の定める再発行手数料を支払ってください。

10. **暗証照会等**: ATMによりアドバンスマネーカードを確認し、ATM操作の際に使用された暗証と届出の暗証との一致を確認のうえ引出しをした場合には、本人により引出されたものとして取り扱い、本人が引出された金額の返済及び利息の支払いについて責任を負うものとし、アドバンスマネーカードまたは暗証につき偽造、変造、盗用その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行ならびに提携金融機関は一切の責任を負いません。窓口においてアドバンスマネーカードを確認し、当行所定の方法により提出された暗証と届出の暗証との一致を確認のうえ引出した場合にも同様とします。ただし、この引出しが偽造カードによるものであり、アドバンスマネーカードおよび暗証の管理について預金者の責に帰すべき事由がなかったことを当行が確認できた場合の当行の責任については、このかぎりではありません。

11. **国内外のATM/CD等への誤入力等**: 日本国内および国外のATM/CD等へ、当行に際し、金額等の誤入力により発生した損害については、当行および提携先は責任を負いません。

12. **解約等**: (1) アドバンスマネー契約を解約する場合には、アドバンスマネーカードを当行に返却してください。(2) アドバンスマネーカードの改ざん、不正使用など当行がアドバンスマネーカードの利用を不適当と認めた場合には、その利用をお断りすることができます。この場合、当行からの請求が適次第直ちにアドバンスマネーカードを当行に返却してください。

13. **法令等の適用**: 日本国外でアドバンスマネーカードを利用する場合は、現に適用されているまたは今後適用される諸法令等により許可書、証明書その他の書類を必要とする場合には、当行または提携機関から請求があり次第、請求された書類を提出してください。請求された書類が提出されない場合、または諸法令・諸規則の遵守のため当行が必要と認める場合には、当行は国外でのアドバンスマネーカードの利用を制限あるいは停止に応じるものとします。

14. **譲渡、質入れ等の禁止**: アドバンスマネーカードは、譲渡、質入れまたは第三者へ貸与することはできません。

15. **取引情報の記録保持の合意**: アドバンスマネーカードを当行以外の提携金融機関で利用する場合、そのために必要な取引情報が提携金融機関および情報転送機関に開示され、また保持されることに同意したものとします。

16. **免責事項等**: (1) アドバンスマネー口座に関する預金の支払い義務は取引先と共有するものとします。(2) 日本国外の提携金融機関において、外国為替に関する諸規制、事変、災害、暴動その他やむを得ない事由により当該口座から引出しが受けられなくても何ら責任を負いません。(3) やむを得ない事由による通信機器、回線等の障害によって引出しが受けられず、そのために生じた損失については当行は何ら責任を負いません。(4) 当行および提携金融機関はいつでも日本国外のATMからの引出しを通知することなく停止することができ、それにより生じた損失について当行は何ら責任を負いません。(5) 当行以外の提携金融機関は、アドバンスマネーカードを使用して行う当該口座取引に関し何らの責任、義務を負いません。

17. **準拠法等**: (1) 日本国内におけるアドバンスマネーカードのATM使用に関する諸規定は、日本の法律、諸規定(金融および為替管理等に関する政省令、行政指導を含みます)が適用されます。(2) 日本国外におけるアドバンスマネーカードのATM使用に関する諸規定は、日本法及びカードを使用した場所の当該国の国内法が適用されます。日本国外のATMからの現金引き出しには、ATMの所在する国の為替管理・規制または制限が適用されます。

18. **サービスおよび規定の変更**: 当行は本サービスまたは本規定の内容を、顧客に事前に通知することなく何時でも任意に変更できるものとし、変更日以降は変更後の内容に従い取扱うこととします。かかる変更内容は、ウェブサイト等、当行所定の方法により顧客に通知します。

19. **規定の準用**: この規定に定めのない事項については、別途定める「シティバンク アドバンスマネー取引規約」の各条項を準用します。

以上(2007年7月現在)
シティバンク銀行株式会社

シティバンク デビットカード取引規定

1. **(適用範囲)**: 次の各号のうちいずれかの者(以下「加盟店」といいます)に対して、シティバンクデビットカード(当行(日本国内のシティバンク銀行株式会社)がシティバンクキャッシュカード規定にもついて発行するシティバンクキャッシュカードのうち普通預金または当座預金(当座貸越の貸越金を含む)その他当行所定の預金のキャッシュカード、シティバンクカードローンカード規定にもついて発行するカードローンカードおよびシティバンク アドバンスマネーカード規定にもついて発行するアドバンスマネーカード(以下「カード」といいます))を提示して、当該加盟店が行う商品の販売または役務の提供等(以下「売買取引」といいます)について当該加盟店に対して負担する債務(以下「売買取引債務」といいます)を当該カードの預金口座(以下「預金口座」といいます)から預金の引落し(当座貸越による引落しを含みます)によって支払う取引(以下「デビットカード取引」といいます)については、この規定により取扱いをします。①日本デビットカード推進協議会(以下「協議会」といいます)所定の加盟店規約(以下「規約」といいます)を承認のうえ、協議会に直接加盟店として登録され、協議会の会員であるまたは複数の金融機関(以下「加盟店銀行」といいます)と規約所定の加盟店契約を締結した法人または個人(以下「直接加盟店」といいます)②規約を承認のうえ、直接加盟店と規約所定の間接加盟店を締結した法人または個人③規約を承認のうえ協議会に任意組合として登録され加盟店銀行と加盟店契約を締結した民法上の組合の組合員であり、規約を承認した法人または個人

2. **(利用方法等)**: (1) カードをデビットカード取引に利用するときは、自らカードを加盟店に設置されたデビットカード取引に係る機能を備えた端末機(以下「端末機」といいます)に読み取らせまたは加盟店にカードを引き渡したうえで加盟店をしてカードを端末機に読み取らせ、端末機に表示された売買取引債務の金額を確認したうえで、端末機にカードの暗証番号を第三者(加盟店の従業員を含みます)に見られないように注意しつつ自ら入力してください。(2) 端末機を使用して、預金の払戻しによる現金の取得を目的として、カードを利用することはできません。(3) 次の場合には、デビットカード取引を行うことはできません。①停電、故障等により端末機による取扱いができない場合②1回あたりのカードの利用金額が、加盟店が定めた最高限度額を超え、または最低限度額に満たない場合③購入する商品または提供を受ける役務等が、加盟店がデビットカード取引を行うことができないものと定めた商品または役務等に該当する場合(4) 次の場合には、カードをデビットカード取引に利用することはできません。①1日あたりのカードの利用金額(カード規定による預金の払戻金額を含みます)が、当行が定めた範囲を超える場合②当行所定の回数を超過してカードの暗証番号を誤って端末機に入力した場合③カード(磁気ストライプの電磁的記録を含みます)が破損している場合(5) 当行がデビットカード取引を行うことができないと定めた日または時間帯は、デビットカード取引を行うことはできません。

3. **(デビットカード取引契約等)**: 前条第1項により暗証番号の入力がされたときに、端末機に口座引落確認を表す電文が表示されないことを解除条件として、加盟店との間で売買取引債務を預金口座の引落しによって支払う旨の契約(以下「デビットカード取引契約」といいます)が成立し、かつ当行に対して売買取引債務相当額の預金引落しの指図および当該指図に基づいて引落された預金による売買取引債務の弁済の委託がされたものとみなします。この預金引落しの指図については、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。

4. **(預金の復元等)**: (1) デビットカード取引により預金口座の預金の引落しがされたときは、デビットカード取引契約が解除(合意解除を含みます)、取消し等により適法に解消された場合(売買取引の解消と併せてデビットカード取引契約が解消された場合を含みます)であっても、加盟店以外の第三者(加盟店の特定承継人および当行を含みます)に対して引落された預金相当額の金銭の支払いを請求する権利を有しないものとし、また当行に対して引落された預金の復元を請求することもできないものとします。(2) 前項にかかわらず、デビットカード取引を行った加盟店にカードおよび加盟店が必要と認める本人確認資料等を持参して、引落された預金の復元を加盟店経由で請求し、加盟店がこれを受けて端末機から当行に取消しの電文を送信し、当行が当該電文をデビットカード取引契約が成立した当日中に受信した場合に限り、当行は引落された預金の復元を行います。加盟店経由で引落された預金の復元を請求するにあたっては、自らカードを端末機に読み取らせまたは加盟店にカードを引き渡したうえで加盟店をして端末機に読み取らせ、端末機から取消しの電文を送信することができないときは、引落された預金の復元はできません。(3) 第1項または前項において引落された預金の復元等ができないときは、加盟店から現金により返金を受ける等、加盟店との間で解決してください。(4) デビットカード取引において金額等の誤入力があったにもかかわらずこれを看過して端末機にカードの暗証番号を入力したためデビットカード取引契約が成立した場合についても、本条第1項から前項に準じて取扱うものとします。

以上(2007年7月現在)
シティバンク銀行株式会社